

# 第5回 原子力安全対策PT会議

平成24年9月12日(水)

鳥取県危機管理局

1

## 次 第

1. あいさつ(知事)
2. 最新の現状
3. 防災基本計画(原子力災害対策編)の修正と  
県の対応
4. 県地域防災計画(原子力災害対策編)の作成
5. 住民避難計画の作成
6. 今後のスケジュール

2

## 最新の現状

### 1. 全国の原子力発電所

- ・ 大飯発電所3、4号機 → 営業運転中
- ・ 節電要請 → 9/7で終了
- ・ ストレストテスト → 30機が提出済  
※22機が、原子力安全・保安院の評価終了(9)または評価中(13)

### 2. 島根原子力発電所(BWR、ABWR)

- ・ 1号機: 定期検査中、耐震裕度工事実施中(1号機)
- ・ 2号機: 定期検査中、ストレストテスト提出(全国で25番目)
- ・ 3号機: 建設中
- ・ 共通: 耐震安全性再評価中

### 3. 国の状況

- ① 原子力規制委員会、原子力規制庁: 9/19発足
- ② 防災基本計画(原子力災害対策編): 9/6中央防災会議で決定  
→ 県地域防災計画は、3/18までに作成が必要(6箇月以内)
- ③ H25原子力規制・防災対策の概算要求状況

3

## (国)H25原子力規制・防災対策の概算要求状況

### 平成25年度予算概算要求額

817億円(平成24年度当初予算額485億円)

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応
  - ・ 福島県を中心としたモニタリング体制強化等
2. 世界で最も厳しいレベルの原子力規制の確立
  - ・ シビアアクシデント対策等
3. 原子力防災対策の充実等
  - ・ オフサイトセンター移転、原子力施設周辺の放射線監視体制強化等  
鳥取県関係
    - 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 139.6億円(62.3)
    - 放射線等監視交付金 67.2億円(67.2)
4. 専門人材の育成
  - ・ 国際原子力安全研修院(仮称)の整備等
5. 広報、国際協力その他
  - ・ IAEA(国際原子力機関)との協力等の推進等

## 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

25年度概算要求額 139.6億円(62.3億円) (原子力発電施設等立地道府県等への交付)

### 事業の背景・内容

#### ○事業の背景と必要性

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故等の教訓を踏まえ、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する必要があります。

#### ○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の4事業により、地方自治体(※)が行う原子力防災対策を支援します。

(※) 原子力発電所については、LPZ30km圏内の道府県

#### ① 緊急時連絡網整備等事業

立地道府県等と所在市町村等とを結ぶ緊急時連絡網の維持・管理、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEED1)の維持・管理等に要する費用を支援します。

#### ② 防災活動資機材等整備事業

放射線測定器等の防災資機材、被ばく医療設備などに要する費用を支援します。

#### ③ 緊急時対策調査・普及等事業

原子力防災訓練や防災関係機関との情報交換・検討会等の実施に要する費用を支援します。

#### ④ 緊急事態応急対応拠点施設整備事業(拡充)

オフサイトセンターに係る原災法省令改正を踏まえ、移転する施設については建設費を、継続使用する施設については放射線防護対策に要する費用を支援し、施設基盤の強化を図るとともに、施設の整備等を支援します。

### 事業のスキーム



### 具体的な成果イメージ

#### ① 緊急時連絡網整備等事業



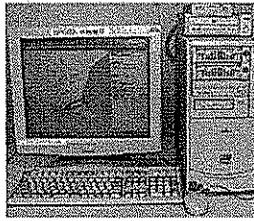
通信機器

#### ② 防災活動資機材等整備事業



放射線測定器

防護服等



SPEED1端末



備蓄品等



安定ヨウ素剤



ホールホディカウンター



除染テント

#### ③ 緊急時対策調査普及等事業



原子力防災訓練の開催

#### ④ 緊急事態応急対応拠点施設整備事業(拡充)



オフサイトセンターの外観

## 放射線監視等交付金事業費

平成25年度概算要求額 67.2億円(新規) (交付金)

※本予算は25年度当初より、文部科学省から原子力規制委員会に移管される予算であり、新規扱いとしている。

文部科学省における平成24年度当初予算額は67.2億円

### 事業の内容

原子力発電施設等から放出される放射性物質が周辺環境に与える影響を調査するため、環境放射線監視に必要な施設等の整備を行うとともに、原子力発電施設等の周辺において環境放射線の調査を実施する。また、強震計、震度計等の設置による地震観測システムを整備を行うとともに、過去の地震の発生状況等の地震関連情報の収集整理及び住民への情報提供を行います。

(交付対象道府県)

原子力発電施設等がその区域内において設置され、若しくは設置が予定されている道府県又は隣接道府県が対象。  
立地：16道府県(北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県)  
隣接(※)：3道府県(京都府、鳥取県、長崎県)

※今後の新たな原子力災害対策指針の策定に伴い対象となる隣接自治体が拡大される見込み。

### 事業のスキーム



#### ○放射線監視施設等整備事業、放射線監視事業

放射線監視事業を行うために必要な施設、設備及び備品を整備する事業  
・原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺における放射線量の状況の調査並びに空気中、水中その他の環境における物質中の放射性物質の濃度変化の状況の調査及び変動要因の解明に関する調査研究を行う事業

空間放射線測定



環境試料の放射線測定



#### ○地震観測システム整備事業、地震関連情報収集提供事業

原子力発電施設等の周辺の地域における地震に関する観測並びに土地及び水域の測量を行うために必要な施設、設備及び備品を整備する事業  
・地震観測システム整備事業により整備された施設、設備及び備品を用いた地震に関する観測並びに土地及び水域の測量又は地震に関する情報の収集及び整理並びに原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する地震に関する情報の提供を行う事業

# 防災基本計画 (原子力災害対策編) の修正と県の対応

7

## 防災基本計画「原子力災害対策編」の修正内容(概要①)

9月6日、中央防災会議は、福島第一原発事故を教訓に、地震や津波と原発事故が同時に起きる複合災害を想定した対策をとるため、防災基本計画(原子力災害対策編)を改正

主な改定事項	鳥取県等が 対応すべき内容	対応の状況
地域防災計画 (原子力災害対策編)を策定するべき地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会が(近く)示す「原子力災害対策指針」の「原子力防災対策を重点的に実施すべき区域」を目安</li> <li>※ PAZ、UPZの距離、地域等は、明示されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成作業に着手済み(来年3月まで)</li> <li>⇒ 今後、政令で鳥取県、米子市、境港市は、策定するべき地域(関係周辺都道府県及び関係周辺市町村)として位置付けられる(9/19)</li> <li>⇒ 今後、国が示す拡散シミュレーションを参考に、鳥根県と連携してUPZの範囲を決定</li> </ul>
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体は、講演会や研修開催等により防災教育を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原発により近い住民から整然と避難させるための交通渋滞や風評被害等を防止するため、防災対策の柱として実施</li> <li>⇒ 全県民対象の講演会等の実施と市町村主催住民対象研修会への支援等</li> </ul>
非常通信体制の整備、緊急時の重要通信の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>TV会議システム、固定型衛星電話の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内完成予定</li> </ul>

## 防災基本計画「原子力災害対策編」の修正内容(概要②)

主な改定事項	鳥取県等が対応するべき内容	対応状況
防災関係機関相互の連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>相互応援協定の締結</li> <li>市町村の相互応援への配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県と徳島県の相互応援協定の見直し</li> <li>中国5県の相互応援協定の活用</li> <li>市町村相互応援(「災害時の相互応援に関する協定」)の活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 県内広域避難体制整備中</li> <li>⇒ 自衛隊との連携体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 迅速な災害派遣要請</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※ 国本部長の原子力災害派遣とは別</p>
SPEEDIの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>SPEEDIと原子炉施設の状態予測等を迅速に行うERSSの一体運用</li> <li>予測データを自治体やHP等で一般に公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥根原発に係るSPEEDI情報の入力。</li> <li>原子力防災訓練での運用訓練の実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ SPEEDIの計算範囲を拡大し、県全域と避難先・避難ルートとなる隣接県域も配信図形に反映(年度内完成予定)</li> </ul> </li> </ul>
緊急時モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの実施</li> <li>緊急時モニタリング計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト7台整備、さらに2台発注予定</li> <li>緊急時モニタリング計画の策定(本年度中)</li> </ul>

## 防災基本計画「原子力災害対策編」の修正内容(概要③)

主な改定事項	鳥取県等が対応するべき内容	対応状況
避難収容及び情報提供活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥根県等(2県6市)と連携して、住民避難計画を作成中                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 9月概要公表、24年度末完成を目標</li> </ul> </li> </ul>
緊急被ばく医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急被ばく医療計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実効的な緊急被ばく医療が実施できるよう検討中                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 被ばく医療機関の指定を終了し(4月)、体制、資機材の整備を開始</li> </ul> </li> </ul>
安定ヨウ素剤の予防服用	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体は、国の方針又は独自判断により服用指示を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会が服用方法を検討予定                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 安定ヨウ素剤の服用基準を検討中</li> </ul> </li> </ul>
訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の参加を考慮した防災訓練の共同実施</li> <li>実践的な訓練と事後評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月頃、鳥根原子力発電所の鳥根県との合同訓練</li> </ul>



# 県地域防災計画の作成

## 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の記載項目①

### 第1章 総則

計画の目的、計画の性格、計画の周知徹底  
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村の範囲、災害の想定

### 第2章 災害 予防 対策

- ・ 原子力事業者防災業務計画に関する協議
- ・ 立入検査と報告の徴収、情報収集・連絡体制等の整備
- ・ 災害応急体制(災害対策本部、原子力災害合同対策協議会等)・動員体制の整備
- ・ 自衛隊・緊急被ばく医療チーム派遣要請体制、広域応援体制、モニタリング体制の整備
- ・ 避難収容活動体制の整備(避難計画作成、避難所整備、災害時要援護者等の避難誘導、警戒区域設定計画策定、避難所・避難方法等の周知)
- ・ 飲料水、飲食物の出荷制限等、緊急輸送活動体制の整備
- ・ 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備
- ・ 行政機関の退避計画及び業務継続計画の策定
- ・ 住民等に対する知識の普及と啓発、防災研修、防災訓練等の実施

## 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の記載項目②

### 第3章 災害応 急対策

- ・ 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- ・ 活動体制の確立(県の活動体制、原子力災害合同対策協議会への出席等)
- ・ 専門家の派遣要請、自衛隊の派遣要請
- ・ 原子力災害被災者生活支援チームとの連携
- ・ 屋内退避、避難収容等の防護活動(スクリーニングの実施、安定ヨウ素剤の予防服用、
- ・ 警戒区域の設定、飲食物、生活必需品等の供給、治安の確保、飲料水)
- ・ 飲食物の出荷制限、摂取制限等、緊急輸送活動、救助・救急、消火及び医療活動
- ・ 住民等への的確な情報伝達活動、自発的支援の受入れ等(ボランティア等)
- ・ 行政機関の待避

### 第4章 災害復 旧対策

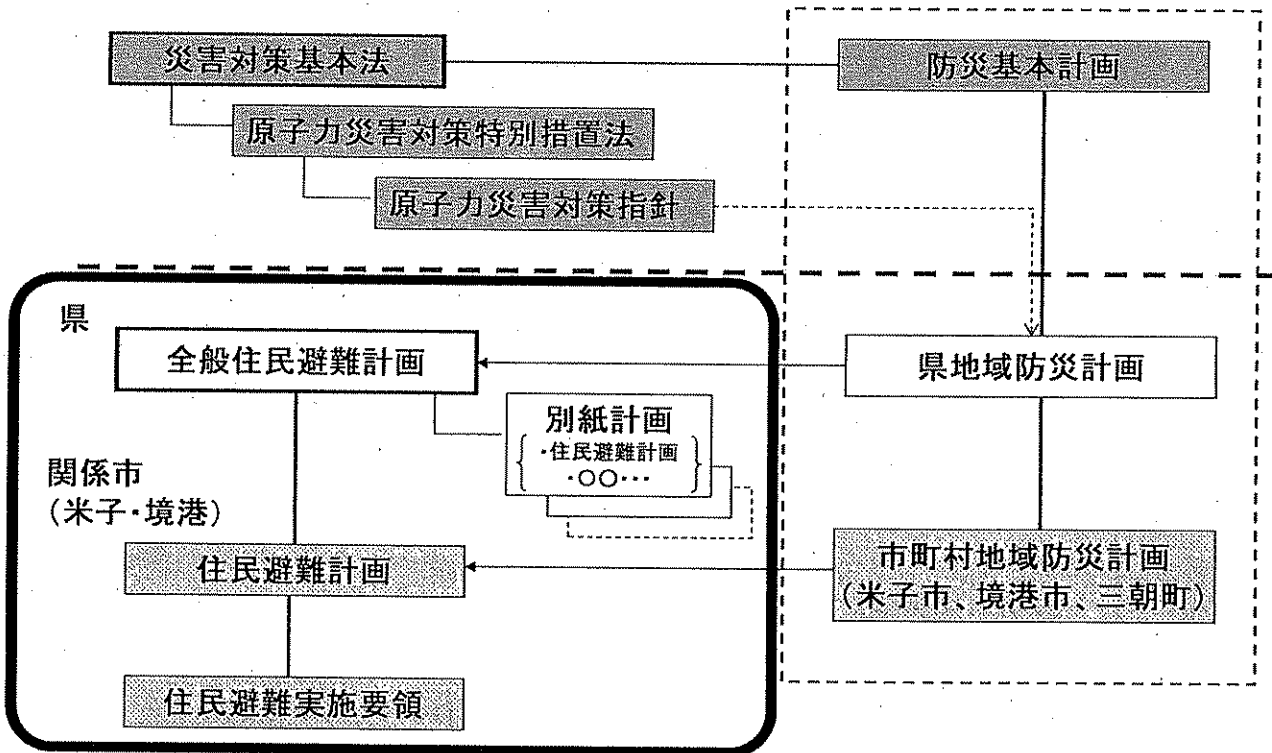
- ・ 緊急事態解除宣言後の対応

### 付属資 料(案)

- ・ 原子力性格発電所異常時及び原子力災害時の体制に関する資料
- ・ 発電所等に関する資料
- ・ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- ・ 周辺住民の安全確保に関する資料(人口構成・分布、避難者収容施設等)

# 住民避難計画の作成 (広域避難計画)

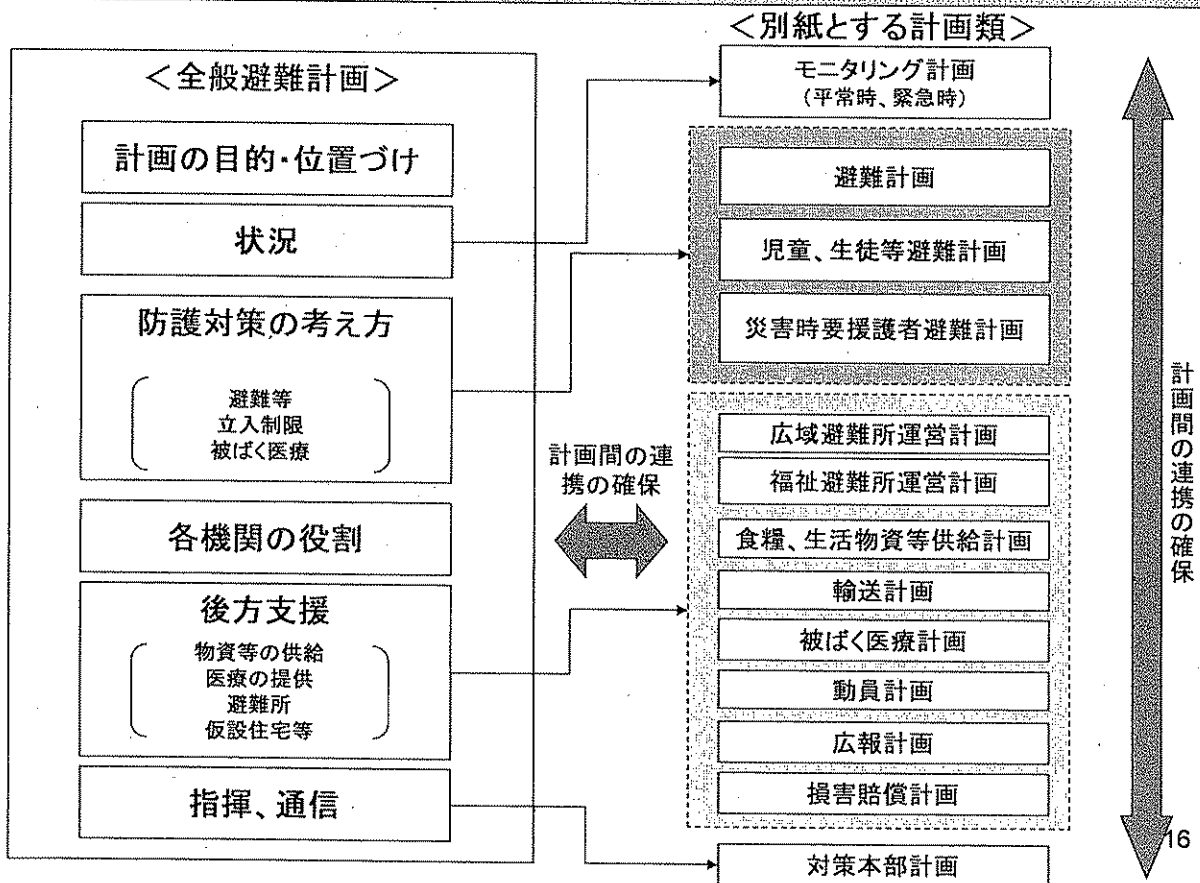
# 地域防災計画と住民避難計画の関係



原子力安全対策PT

15

# 全般計画と別紙計画の関係





# 計画の進ちょく状況

## ○避難者の受け入れ

⇒ 市町村間の調整が終了

※コミュニティ単位(自治会単位)でマッチング

## ○全般住民避難計画の骨子

⇒ 骨子がまとまり、素案作成中

## ○今後の予定

⇒ WG間(各部局間)、島根県、米子市、境港市と調整

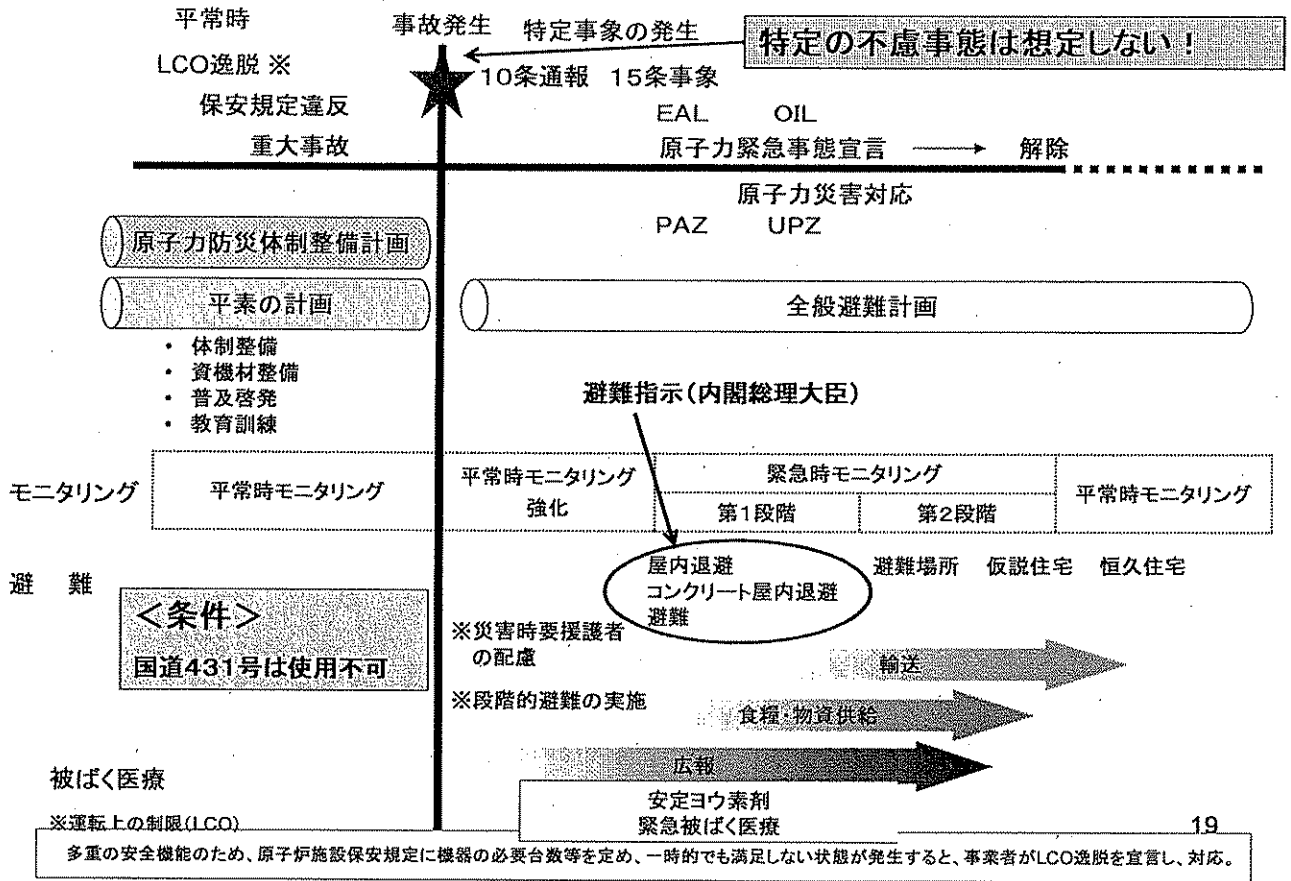
⇒ 地方公共団体以外の国、各関係団体と調整

(中国運輸局、自衛隊、JR)

## 平成24年度における鳥取県地域防災計画修正スケジュール

年度/月	鳥取県地域防災計画	地域防災計画のうち 原子力災害対策に関係する修正	国の動き	9月補正予算要求事業
H23 3	地域防災計画修正作業			
H24 4	・外部機関等意見とりまとめ			
5				
6	計画修正(暫定版) ※原災対策欄を除く →修正の終わったものから 順次市町村へ情報提供			
7		原子力規制委員会 設置法案の成立 (6/20) 改正原災法の公布 (6/27)	災害対策基本法 改正成立  (中央防災会議) 防災対策推進検討会議 最終報告	
8				
9	・時点修正、追加修正			国交付決定
10		原子力規制委員会の設置(9/19) 改正原災法の施行(9/19)	(9/6)中央防災会議 防災基本計画の修正 (検討会議最終報告を踏 まえた修正)	避難時間推計シ ミュレーション委託 事業着手 ※島根県と連携
11	地域防災計画に反映	地域防災計画の修正作業		
12		原子力防災専門家会議の開催		
1	・パブリックコメントの実施(1ヶ月程度)			
2	防災会議の開催		委託の成果を地 域防災計画に反 映	合同原子力防 災訓練
3	地域防災計画(修正)の完 成(3/18まで)  ・内閣総理大臣への報告	施行から6ヶ月以内に策定		広報資料 作成配布等 (世帯単位)

# 避難計画の体系



## 住民避難計画の作成



別ファイル  
「住民避難計画の概要(案)」

## 6 今後のスケジュール(案)

